

基本理念

「夢を語り夢をかなえる」

基本方針

1 人権の尊重

障害のある方の意思や人格を尊重し、その立場に立って考えます。支援にあたって一人ひとりの思いに寄り添い、真摯に取り組みます。

2 サービスの質の確保

利用者の立場に立った、安心して、良質なサービスを提供します。また、常にその向上に努めます。

3 地域福祉の推進

社会福祉事業に対する理解と信頼を得られるよう、地域との交流を図り、地域の多様なニーズに対応すべく地域福祉の拠点を目指します。

4 人材育成

法人のめざす事業経営を実現するため、職員の成長を促す人材育成、職員個々の能力を發揮できる職場づくりに取り組みます。

5 安定した経営基盤の確保

社会福祉事業を着実に実施するため、法人の事業運営を効率的、計画的に行い、適正な収益を確保し、経営基盤の安定を図ります。

I. 平成30年度基本方針

障害者総合支援法の改正

「障害者自立支援法」は平成25年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とされ、施行後3年の間に今後の取り組みに対して検討が行われていました。それを受けて、平成30年4月1日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されることとなります。これには、1. 障害者の望む地域生活の支援 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備の3つの柱をまとめています。この中で「自立生活援助」や「就労定着支援」などの新しいサービスが新設され、地域生活において就労や生活に対する支援の充実が図られようとしています。

地域共生社会の実現

「地域共生社会」の実現は、国が改革を進めていくこととして明確に位置づけています。平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、介護保険制度の見直しのほか地域共生社会の実現に向けた取組の推進等が盛り込まれた社会福祉法の一部も改正され、平成30年4月1日に施行されます。この社会福祉法の改正により、市町村による地域住民と行政との協働による包括的支援体制作りや福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化とともに、介護保険法及び障害者総合支援法の改正により、高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に「共生型サービス」を位置づけています。

今回社会福祉法の改正により改定された市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉計画の策定ガイドラインによると、社会福祉法人は地域福祉計画の策定に積極的に参加し、そのノウハウを活かすことが期待されています。2016年(平成28年)の社会福祉法改正において「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設されたことを踏まえ、特定の社会福祉事業の領域に留まることなく、様々な地域生活課題や福祉ニーズに総合的かつ専門的に対応していくことや制度の狭間にある課題に注目するとともに、地域に対し(複数の)法人が有する機能を可能な限り提供しながら研修会の開催や勉強会への講師の派遣、住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、実習やボランティアの受け入れ等を通して、地域における福祉サービスの拠点としての役割が社会福祉法人に求められています。

社会福祉法人制度改革の実施によって、当法人も新定款のもと平成29年6月に評議員会による理事及び監事の選任が行われ、新体制となりました。社会福祉法人制度改革でうたわれたガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上についてはホームページ上に定款や決算書等を公開するなど対応は行いましたが、引き続き運営協議会の位置づけや規程類の整備など進めていく必要があります。また、上記にもあるように地域における公益的な取組が求められており、鹿島育成園がどのように地域福祉に貢献していくか問われています。私たちは、目の前の、障害のある子どもと大人、またその家族に対して、ひとりひとりの思いに寄り添って支援する、この原点を大切にするとともに、国や市町村が進める社会福祉の動向をふまえ、社会福祉法人として地域の一員として地域福祉の推進に努めていかなければなりません。

Ⅱ. 事業の重点

1 効果的な人材育成を行い、サービスの質の向上を図る

① 労働環境を見直すとともに、職場の正しい規律を維持することによって働きやすい職場環境を整えていきます。

② 組織体制の見直し

法人・職員組織体制の強化と施設や事業所の共通課題について横断的な会議や委員会の開催によって、職員育成とともに情報共有と効果的な運営を行います。

③ 新規採用の強化とリーダー層の養成

職員の採用を強化するとともに教育を充実します。リーダー層を積極的に育成します。

④ トータル人事管理制度の構築

キャリアパスとそれに連動した研修体系や処遇体系を構築します。効果的な研修体制を整え、質の高いサービスを提供できる職員集団を形成します。

2 地域における公益的な取り組みを進める

法人の施設や事業の特性を生かし、地域福祉に貢献していきます。関係機関とのネットワークを強化します。

3 事業の着実な実施により安定した経営を行うとともに新たな展開を進めます。

Ⅲ. 事業計画

1 理事会等の開催

(1) 理事会	5回		
第104回	理事会	2018年 5月20日(日)	(予定)
第105回	理事会	2018年 8月26日(日)	(予定)
第106回	理事会	2018年12月16日(日)	(予定)
第107回	理事会	2019年 3月17日(日)	(予定)
(2) 監事会	1回	2018年 5月19日(土)	(予定)
(3) 評議員会	1回		
第44回	評議員会	2018年 6月10日(日)	(予定)

2 経営施設及び事業所

事業の種類	施設名	施設種別	所在地	事業開始年	定員(人)
社会福祉事業	鹿島育成園児童寮	障害児入所施設 生活介護(みなし) 施設入所支援	潮来市大賀438-4	昭和38年5月	30
	鹿島育成園育成寮	障害者支援施設 生活介護	潮来市大賀438-5	昭和36年11月	60
		短期入所		平成15年4月	9
		特定相談支援		平成25年8月	
	鹿島育成園アイリス	生活介護 就労移行支援 就労継続支援B型	潮来市堀之内1664	平成21年8月 (B型:平成29年10月1日)	31
	鹿島育成園生活支援センター	共同生活援助	鹿嶋市国末1539-1	平成15年4月	36
公益事業	かしま障害者就業生活支援センターまつぼっくり	障害者就業・生活支援センター	鹿嶋市国末1539-1	平成20年4月	
		日中一時支援事業	潮来市大賀438-1	平成18年4月	

3 職員配置

(人)

	児童寮	育成寮	生活支援センター	アイリス	就業・生活支援センター	合計
施設長・管理者	1	(1)	(1)	(1)	(1)	1
サービス管理責任者(児発管)	1	2	2	1		6
生活支援員		20	3	6		29
職業指導員				2		2
就労支援員				1		1
保育士	4					4
児童指導員	5					5
世話人(非常勤)			17			17
看護師	1	2		(1)		3
栄養士	1	1				2
調理員	3	6				9
事務員	1	3				4
嘱託医	(2)	(1)				(3)
就労(生活)支援担当					7	7
その他	2					2
合計	19	34	22	10	7	92

※非常勤職員(パート)を含む。

※()は兼務を表す。(嘱託医を除く。)